

高額介護サービス費等の算定誤りについて

1 主旨

介護保険では、介護サービス等の1か月あたりの利用者負担額の合計額（同一世帯に複数の利用者がある場合は世帯の合算額）が一定の上限額を超えた場合にその上限額を超えた分を支給する制度（高額介護サービス費等）がある。

今般、高額介護サービス費等の算定について公費対象本人負担額がある利用者の利用者負担額の算出方法に誤りがあり、高額介護サービス費等を過少支給していたことが判明した。

このことについて、早急に正しい計算に基づいて対象者に追加の支給を行うとともにシステム改修を行う。

2 内容

(1) 制度の概要

$$\boxed{\text{利用者負担世帯合算額}} - \boxed{\text{利用者負担上限額}} = \boxed{\text{高額介護サービス費等}}$$

(2) 誤り内容

本人負担分がある公費医療（難病患者に対する特定医療費の支給等）の対象となっている介護保険サービス（訪問看護等）を利用した要介護被保険者等について、高額介護サービス費等の算定においては、本人負担分を利用者負担世帯合算額に含めて計算すべきところを、含めずに計算していた。少なくとも平成27年度から同じ方法で計算していたが、別件で介護保険法施行令とシステムとの整合を見直した時、システムの計算が誤っていることが判明した。（別紙1を参照）

3 追加支給対象

(1) 追加支給期間 ※時効2年（介護保険法第200条）

令和元年10月利用分～令和3年7月利用分

（令和3年8月以降の利用分については、11月以降の事務処理となるため追加支給の対象とはならない）

(2) 世帯数、人数及び金額

延べ2,009世帯（延べ2,489人）、3,794,347円

4 対応

(1) 高額介護サービス費等を誤って少なく支給又は支給していなかった方に対して、お詫びと消滅時効の進行を中断する内容の通知を郵送する。

（令和3年10月28日に令和元年10月利用の実績がある方には郵送済み）

(2) システム改修が完了するまでの間、追加支給対象分及び今後支給する分（令和3年8月利用（11月支給）以後の分）について、手計算し支給する。

(3) 早急に、当該算定の誤りを解消するためのシステム改修を実施する。

5 他の事業への影響

現在、高額医療合算介護サービス費等（※注1）、高額介護合算療養費（※注1）、高額障害福祉サービス等給付費（※注2）の給付についての影響を確認しており、結果については別途報告する。

（※注1）高額医療合算介護サービス費等（医療の場合は高額介護合算療養費）は、介護保険と医療保険の両方を利用し、1年間の自己負担額の合計額が負担限度額を超えた方を対象に支給している。

（※注2）高額障害福祉サービス等給付費は、障害福祉サービス等（障害者総合支援法に基づく介護給付等サービス、児童福祉法に基づく障害児支援サービス、補装具費、介護保険法に基づくサービス）を併給して利用している又は同一世帯に利用者が複数いる場合で、世帯における利用者負担額の合計が一定の基準を超えた場合に、申請によりその基準を超えた分を支給している。

6 再発防止策

高額介護サービス費と算定方法が類似するサービス（特定入所者介護サービス費等）について、早急に実務（システム）と法的根拠を照合し、誤りがないか再確認を徹底する。

7 今後のスケジュール（予定）

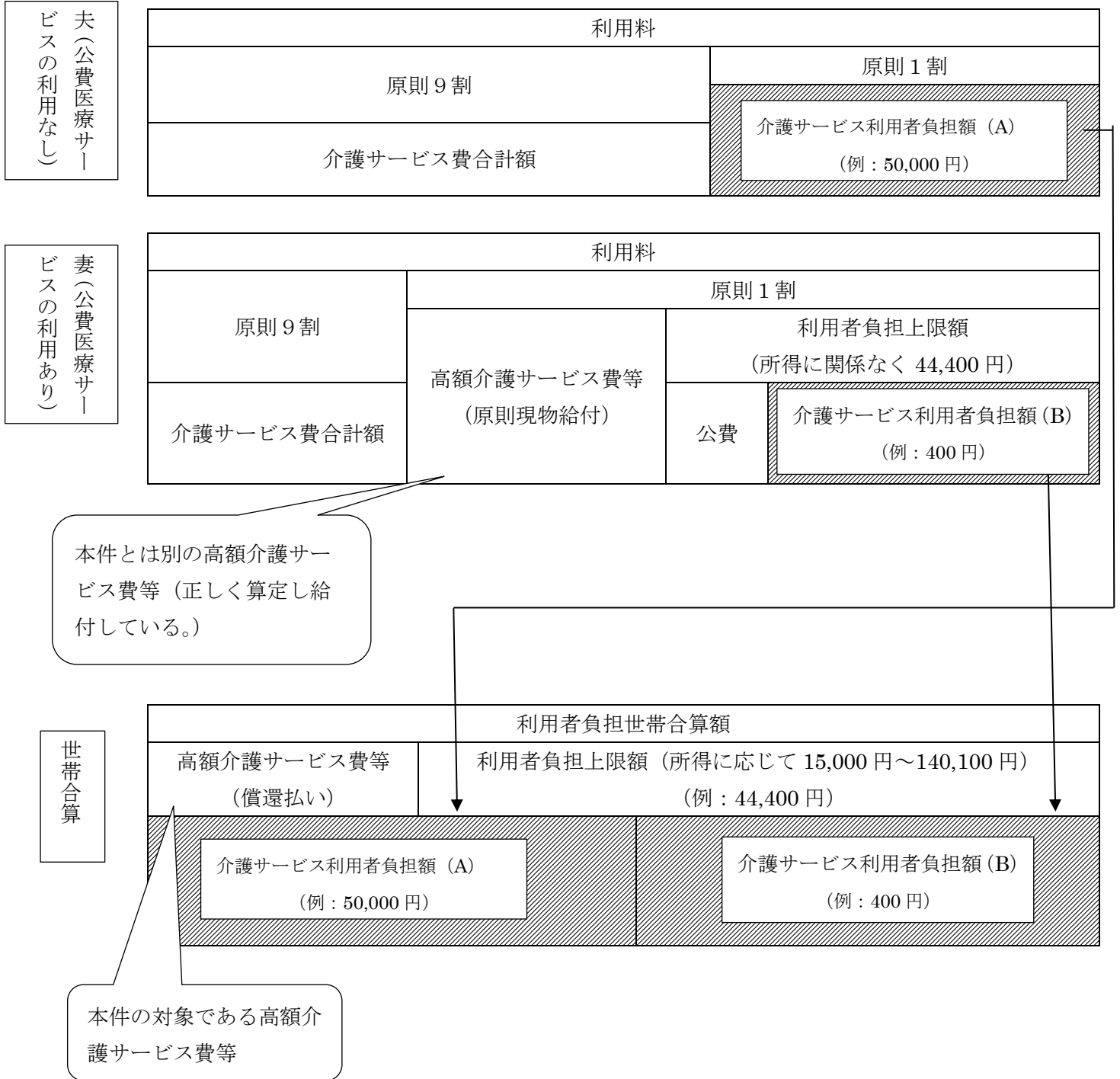
令和3年11月中旬 追加支給対象者（令和元年11月利用）※あてにお詫びと消滅時効の進行を中断する内容の通知発送（19人）
※令和元年10月利用の追加支給対象者と重複する方を除く。

12月 令和元年10月利用分から令和2年3月利用分の追加支給対象者に追加の支給を行う。（事前にお詫びと支給金額等の内訳についての通知を送付。以下同じ）

令和4年 1月 令和2年4月利用分から令和2年9月利用分の追加支給対象者に追加の支給を行う。

2月 令和2年10月利用分から令和3年3月利用分の追加支給対象者に追加の支給を行う。

3月 令和3年4月利用分から令和3年7月利用分の追加支給対象者に追加の支給を行う。



【正】

高額介護サービス費等 = (A) + (B) - 利用者負担上限額
 (例) 6,000 = 50,000 (A) + 400 (B) - 44,400

【誤】

高額介護サービス費等 = (A) - 利用者負担上限額
 (例) 5,600 = 50,000 (A) - 44,400